

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて
当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所の種類	居宅介護支援事業所 平成11年8月2日指定 神奈川県 1473800033号
法人名	一般社団法人 横浜市都筑区医師会（平成7年4月1日設立） 代表者 会長 深澤 立
事業所の名称	都筑区医師会居宅支援センター
事業所の所在地	神奈川県横浜市都筑区牛久保西 1-23-4
連絡先	TEL: 045-910-6327 FAX: 045-910-6506
管理者氏名	上原 裕子
事業実施地域	都筑区全域、 青葉区（美しが丘、あざみ野、あざみ野南、荏田北、荏田西、市 が尾町、荏田町、新石川、元石川町） 港北区（高田町、下田町、新吉田町、新羽町） 川崎市宮前区（土橋、宮前平、野川、有馬、東有馬、馬絹、小台）
法人併設事業	訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、 看護小規模多機能型居宅介護

2 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時15分
休業日	日・祝日等の国民の休日、及び年末年始（12/29～1/3）
24時間連絡体制 （特定事業所要件）	当事業所の介護支援専門員が輪番制で、携帯電話により常時 連絡可能な体制をとっています。 営業時間 内 045-910-6327 営業時間 外 090-6106-7600

3 職員の体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者		1名			1名
介護支援専門員	4名		1名		5名

4 居宅介護支援の運営方針

- 1) ご利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、ご利用者の心身の状況に合わせ、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。
- 2) ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、ご利用者及びその家族の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3) 居宅介護支援にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- 4) 居宅介護支援にあたっては、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業、介護保険施設、医療機関等と連携をとります。

***入院時情報連携について**

ご利用者が入院された時、その家族の許可を得た後、担当の介護支援専門員から入院先の医療機関に在宅時の状況等の情報提供を行います。その際、スムーズな連携が行えるようご利用者が入院された時は入院先の医療機関に対して、担当介護支援専門員の氏名、事業所名および連絡先をお伝えください。〔2018年 省令改正より〕

5 居宅介護支援サービスの提供方法及び内容

- 1) 居宅サービス計画作成にあたっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びその家族に面接して解決すべき課題の把握（以下、アセスメントという）をします。そのアセスメントの結果に基づいて、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し作成します。

***サービス事業所の選択について**

居宅サービス計画作成にあたっては、利用者及びその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介及び、当該事業所をケアプランに位置づけた理由の説明を求めることができます。〔2018年 省令改正より〕

※ 当事業所が作成したケアプランにおけるサービス種類別利用状況は別紙のとおりです。

- 2) 居宅サービス計画の作成後においても、ご利用者やその家族、事業者等と常に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、ご利用者について再アセスメントをし、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- 3) 前項の居宅サービス計画の実施状況、アセスメント等について適切な記録を作成・保管して、ご利用者に対し継続的に情報提供、説明等を行います。

＜居宅介護支援サービスの内容＞

- ① ご利用者の状況の把握とアセスメント
- ② 居宅介護サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ④ サービス実施状況把握、評価

***居宅訪問について**

毎月1回は必ずご利用者宅を訪問し、ご利用者と面会してのモニタリング実施が義務付けられています。及び、ご利用者側からの依頼があった場合や居宅介護支援業務の実施に不可欠な用件でご利用者側の承諾を得られた場合にもご利用者宅を訪問いたします。

※ 心付けや贈り物、飲食等のおもてなしは御遠慮いたします。

※ 職員への暴言、暴力、ハラスメント等の著しい不信行為は固くお断りいたします。

6 その他の居宅介護支援サービス

- ① 要介護（要支援）認定に対する協力、及び認定申請の代行
- ② 相談業務（電話・訪問・来所等を通してご利用者からの相談に適切に対応します）
- ③ 給付管理（国保連に提出する介護保険の給付管理を行います）
- ④ 介護保険施設への入所を希望された場合の情報提供と援助

7 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは担当の居宅介護支援専門員にご相談ください。

8 利用料金

- 1) 居宅介護支援の利用料金は介護保険制度で全額給付されるので、ご利用者の自己負担はありません。（※ 別紙参照）

但し、保険料の滞納により利用料金が保険制度から給付されなかった場合は、要介護度に応じた利用料金を全額負担していただきます。尚、当事業所は特定事業所加算（※）の算定要件に適合しており、所定単位数を加算させていただきます。

- 2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合、交通費の実費を請求させていただきます。

※ 特定事業所加算とは、人員体制や研修の実施有無、困難な事例に対する支援の提供状況など質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価した加算です。

9 サービスのキャンセル及び契約期間途中での解約等について

- 1) ご利用者側がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセル、又は中断する場合には、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。
- 2) 居宅サービス計画の変更、ご利用者が依頼された事業者との連絡調整等を取り消す場合も速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

TEL : 045-910-6327

FAX : 045-910-6506

- 3) ご利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

10 秘密保持及び個人情報の使用

- 1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2) 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

11 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、当該市町村及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 災害発生時の対応

地震や集中豪雨、台風上陸、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が中止となる場合があります。可能な限りご連絡を差し上げるよう努力いたしますが状況によっては、連絡できない場合が有ります。

13 虐待防止・身体拘束に関する事項

- 1) 虐待防止のため担当者（管理者）を置き、委員会の開催（月1回）、指針の整備、定期的な研修を実施しています。
- 2) 当事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかな市町村に通報します。
- 3) 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこなう事はありません。但しやむなく身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由と記録します。

14 感染症の発生及び、蔓延等に関する取り組みについて

当事業所では、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを徹底するために、委員会の開催（月1回）、指針の整備、定期的な研修を実施しています。

15 業務継続に向けた計画等の策定について

当事業所では、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが計画的に提供できる体制を構築するために、事業継続にむけた計画等の策定、研修、訓練を実施しています。

16 介護支援専門員に対する研修

法人内で毎年、認知症、個人情報保護、プライバシー保護、ハラスメント対策、倫理規定等の研修を行っています。又、介護支援専門員の資質向上の為の外部研修への参加も奨励しています。

17 苦情等の受付

サービスに対する苦情やご意見、手続き等のサービスに関する御相談、記録等の
情報開示の請求は以下で受け付けいたします。(月～金 9:00～17:15)

都筑区医師会居宅支援センター(管理者 上原裕子) 045-910-6327

下記、公的機関の窓口にも苦情を申し立てることができます。

・都筑区役所 高齢・障害支援課 045-948-2313

・青葉区役所 高齢・障害支援課 045-978-2445

・横浜市 はまふくコール

(横浜市苦情相談コールセンター) 045-263-8084

・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課

(苦情相談窓口) 045-329-3447

・かながわ福祉サービス運営適正化委員会 045-311-8861

・住民票がある市町村の介護保険担当

18 事業計画及び財務内容の閲覧について

本事業所では、事業運営の透明性の確保のため、ご利用者及び家族の求めに応じてその
内容を開示します。法人のホームページは〈ヨコハマつづき健康生活ナビ〉で検索できます。

19 第三者評価の実地状況：実施していません。

当事業者の居宅介護支援サービス開始に際し、本書面に基づいて重要事項を説明し、
文章を交付しました。

令和 年 月 日【事業者】 住 所 横浜市都筑区牛久保西1-23-4

一般社団法人 横浜市都筑区医師会
事業者名 都筑区医師会居宅支援センター

代表者名 会 長 深 澤 立

説明者氏名

私およびその家族は、事業者から重要事項について文章の交付及び説明を受け、
居宅介護支援提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日【利用者】住所

氏名

上記代理人(または立会人) 住所

氏名

注)「代理人」欄には、ご本人とともに契約内容を確認し緊急時などに利用者の立場
に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
尚、代理人は契約上の法的な義務を負うものではありません。